

特別養護老人ホーム さわやかな郷
「指定短期入所生活介護」
「指定介護予防短期入所生活介護」
重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(名古屋市指定 第 2371404993 号)

当事業所はご契約者に対して指定短期入所生活介護サービス及び、指定介護予防短期入居者生活介護を提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

1. 事業者

- | | |
|-----------|-----------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人 志楽園福祉会 |
| (2) 法人所在地 | 愛知県豊田市加納町向井山9番1 |
| (3) 電話番号 | 0565-41-6511 |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 小堀 誠 |
| (5) 設立年月 | 平成27年1月27日 |

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定短期入所生活介護事業所 令和7年4月1日指定
指定介護予防短期入所生活介護事業所 令和7年4月1日指定
愛知県指定 2371404993 号
※当事業所は特別養護老人ホーム さわやかなの郷に併設されています。
- (2) 事業所の目的 日常生活において、常に介護が必要で、ご家庭での生活が困難な高齢者の方を対象として短期入所していただきます。当事業所のスタッフが、万全のケアと生きがいある日常生活を支援いたします。
- (3) 事業所の名称 特別養護老人ホーム さわやかなの郷
- (4) 事業所の所在地 愛知県名古屋市緑区鳴海町字尾崎山43番地641
- (5) 電話番号 052-625-2915
- (6) 施設長 藤江 貴紀
- (7) 当事業所の運営方針 事業所は法の基本理念に基づき利用者の処遇・サービスに万全を期すものとする。
- (8) 開設年月 指定短期入所生活介護事業所 令和7年4月1日指定
指定介護予防短期入所生活介護事業所 令和7年4月1日指定

(9) 営業日及び営業時間

営業日	年中無休
受付時間	9時～18時

- (10) 利用定員 10人
- (11) 通常の事業実施地域 名古屋市緑区内
- (12) 居室等の概要

居室・設備の種類	室数	備考
個室（1人部屋）	10室	洗面台、トイレ、デスク、洋服ダンスなど設置
合 計	10室	
食堂兼機能訓練室	1室	
浴室	4箇所	機械浴・特殊浴槽・大浴場・一般浴槽など
医務室	1室	
デイルーム	1室	

☆この施設・設備の利用にあたって、ご契約者に特別にご負担いただく費用はありません。

☆居室の変更：ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況等により居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

(13) 利用に当たって別途利用料金をご負担いただく施設・設備

居住費

区分	1日あたりの 居住費の額			
	基準額 負担額第4段階	減額対象者 負担額第3段階①②	減額対象者 負担額第2段階	減額対象者 負担額第1段階
特別養護 老人ホーム	2066円	1370円	880円	880円
	変更に関するルール			
	① 光熱水費については年間の実績額と見込額とが1割以上違う場合、前年の実績を基に翌年の見込額を変更する。 ② 見積当時に想定しなかった事情により新たな費用が発生したときは、当該費用を基礎として居住費の額を変更する。			

※上記は、介護保険の給付対象とならないため、ご利用の際は、ご契約者に別途利用料金をご負担いただきます。

※減額対象者の基準額への不足金額相当分は公費負担となっています。

3. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定短期入所生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤換算 (特養含む)	指定基準 (特養含む)
・施設長(管理者)	1名	1名
・介護職員	39.1名	36名
・生活相談員	2名	1名
・看護職員	6.4名	3名
・機能訓練指導員	1名	必要人数
・介護支援専門員	1名	1名
・医師	0.1名	0.1名
・栄養士	1名	1名

〈主な職種の勤務体制〉

職種	勤務体制
1. 介護職員	標準的な時間帯 早番 7:00～16:00 日勤Ⅰ 9:00～18:00 日勤 10:00～19:00 遅番 12:00～21:00 夜勤 16:00～10:00 宿直 21:00～7:00
2. 看護職員	標準的な時間帯 日勤 8:30～17:30
3. 機能訓練指導員	標準的な時間帯 日勤 9:00～18:00

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数（例：週 40 時間）で除した数です。
（例）週 8 時間勤務の介護職員が 5 名いる場合、常勤換算では、
1 名（8 時間×5 名÷40 時間＝1 名）となります。

4. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- | |
|---|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
(2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合 |
|---|

の 2 種類があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の大部分が介護保険から給付されます。

<サービスの概要>

①食事（但し、食材料費・調理費は別途いただきます。）

- ・当事業所では、栄養士（管理栄養士）の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状態および嗜好を考慮した食事を提供します。但し、条件を満たした場合
- ・ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

（食事時間）

朝食： 7：30～ 8：30

昼食：11：30～12：30

おやつ15：00～15：15

夕食：17：20～18：00

②入浴

- ・入浴又は清拭を希望に応じて原則 1 週間に 2 回以上行います。
- ・寝たきりの方でも機械浴槽やシャワーチェアを使用して入浴することができます。

③排泄

- ・排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④機能訓練

- ・機能訓練指導員及び機能訓練指導員の指示により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑤送迎サービス

- ・ご契約者の希望により、ご自宅と施設間の送迎を行います。サービス実施地域は緑区内とさせていただきます。但し、サービス実施地域外からのご利用の場合は、その都度相談させていただくこととします。

⑥病院受診の対応

- ・受診は、急変時・不測の事故の場合を除き原則としてご家族様対応とさせていただきます。

⑦その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。

＜サービス利用料金（１日あたり）＞

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい。（サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度、負担割合に応じて異なります。）

要介護度		要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
1. サービス利用料金		5,729 円	7,104 円	7,624 円	8,360 円	9,173 円	9,941 円	10,689 円
2. 公費負担額	1 割	5,156 円	6,393 円	6,861 円	7,524 円	8,255 円	8,946 円	9,620 円
	2 割	4,583 円	5,683 円	6,099 円	6,688 円	7,338 円	7,952 円	8,551 円
	3 割	4,010 円	4,972 円	5,336 円	5,852 円	6,421 円	6,958 円	7,482 円
3. 自己負担額 (1-2)	1 割	573 円	711 円	763 円	836 円	918 円	995 円	1,069 円
	2 割	1,146 円	1,421 円	1,525 円	1,672 円	1,835 円	1,989 円	2,138 円
	3 割	1,719 円	2,132 円	2,288 円	2,508 円	2,752 円	2,983 円	3,207 円

☆ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆ 短期入所の利用限度日数を超える場合もサービス利用料金の全額をお支払いいただきます。

☆ご契約者に提供する食事の材料及び調理に係る費用は別途いただきます。

（下記（２）①参照）

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

（２）介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

＜サービスの概要と利用料金＞

①食事の材料及び調理費

ご契約者に提供する食事の材料にかかる費用とそれにかかる調理相当額です。

1日あたりの 食事サービス費	減額対象区分			
基準額 保険料第4段階	減額対象者 保険料第3段階②	減額対象者 保険料第3段階①	減額対象者 保険料第2段階	減額対象者 保険料第1段階
1,445円	1,300円	1,000円	600円	300円
基準額は食材料費と調理に係る実費相当額の合計とする。				

※減額対象者の基準額への不足金額相当分は公費負担となっています。

1食あたりの 食事サービス費			
朝食	昼食	おやつ	夕食
330円	780円	100円	590円
負担限度額以内は実費のご負担になります。			

②理髪・美容

ご利用いただけません。

③レクリエーション、クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金：材料代等の実費をいただきます。

④複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

1枚につき 20円

⑤日常生活を送る上で必要な外出にかかる付き添い

①契約協力医療機関以外への外来通院、入退院送迎および付き添いなど

②外出の送迎、介助など

自動車燃料費、有料道路料金、駐車場料金などは実費負担していただきます。

※利用者様が複数の場合のサービスは、上記金額を利用者様の人数で除した額になります。

※自動車の使用を必要としない程度の近所の付き添いなどは施設サービスとして行います。

⑥日常追加サービス

喫茶コーナー、嗜好飲料は一品100円とします。

⑦買い物・各種手続きの代行作業など

①希望する買い物代行及び施設外での作業を要する各種手続き代行
交通費実費相当額

⑧日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。
 ☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2か月前までにご説明します。

(3) 利用料金のお支払い方法

前記(1)、(2)の料金・費用について

(料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。)

料金・費用は、1か月ごとに計算し、翌月15日前後にて請求書を送付いたします。15～末日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。なお、引き落としは毎月26日となります。※土、日、祝日の場合は、後日になります。	
1. 口座からの自動引き落とし (銀行・郵便局)	振込先 りそな銀行 名古屋支店 普通 2707143
2. 銀行振り込み	社会福祉法人 志楽園福祉会

(4) 利用の中止、変更、追加

○利用予定期間の前に、ご契約者の都合により、短期入所生活介護サービス及び介護予防短期入居者生活介護の利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日前日までに事業者申し出て下さい。

○利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	1000 円

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、施設の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

○ご契約者がサービスを利用している期間中でも、利用を中止することができます。その場合、既に実施されたサービスに係る利用料金はお支払いいただきます。

5. 緊急時の対応

(1) 事故発生時の対応

事故が発生した場合には、応急処置など必要な処置を講じるほか、事故を予防できるように対策を講じます。また、速やかにご家族の方に連絡いたします。状況に応じて名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課へ報告いたします。

病院受診が必要な場合には、ご家族の方と相談して対応を検討します。

(2) 急変時の対応

急変時はご家族の方に連絡し、相談の上対応を検討します。

(急変時に、ご家族の方と連絡が取れない場合は、救急車を要請する場合があります。また施設の判断で救急処置等の対応を行いますので、あらかじめご了承ください)

6. 非常災害対策

- ・災害時の対応・・・自衛消防隊の編成・地域との協力体制を整備しています。
- ・防災設備・・・消火設備(消火器、屋内消火栓、スプリンクラー)
警戒設備(自動火災報知設備、漏電火災警報設備、ガス漏れ火災警報設備、非常用放送設備)
避難設備(避難器具、誘導、誘導標識、消防用水)
- ・防災訓練・・・年2回実施
- ・防災責任者・・・曾根 孝泰

7. 第三者評価の実施状況について

実施の有無	有 ・ 無
実施した直近の年月日	
実施した評価機関の名称	
評価結果の開示状況	

8. 苦情の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所におけるご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- ご相談受付窓口 生活相談員：井崎 雄一郎
- 苦情解決責任者 施設長 藤江 貴紀
- 受付時間 09:00～18:00
- 第三者委員 薬剤師 太田 満
- 所在地 愛知県豊明市新栄町6-169
- 電話番号 0562-96-0211
- FAX 0562-96-0202

(2) 行政機関その他苦情受付機関

国民健康保険団体連合会	所在地 名古屋市東区泉1-6-5 電話番号 052-971-4165 FAX 052-962-8870
愛知県社会福祉協議会 運営適正化委員会	所在地 名古屋市中区丸の内2-4-7 電話番号 052-202-0167
名古屋市緑区役所 介護保険担当課	所在地 名古屋市緑区青山2丁目15 電話番号 052-625-3967 FAX 052-621-6841

令和7年 4月 1日 発行

令和 年 月 日

指定短期入所生活介護サービス及び指定介護予防短期入居者生活介護の提供の開始に際し、本書面にに基づき重要事項の説明を行いました。

指定短期入所生活介護
指定介護予防短期入居者生活介護
特別養護老人ホーム
さわやかなの郷

説明者氏名 井崎 雄一郎

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定短期入所生活介護サービス及び指定介護予防短期入居者生活介護の提供開始に同意しました。

利用者氏名 印

保証人氏名 印